(二)　道路交通法第八条第一項の道路標識等により自動車の通行につき一定の方向にするものが禁止されている道路又はその部分（当該道路標識等により一定の条件に該当する自動車に対象を限定して通行が禁止されているものを除く。）

(三)　高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三二年法律第七九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第四八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）の部分であって、道路交通法第一七条第四項の規定により通行しなければならないとされているもの以外のもの

(四)　道路交通法第一七条第六項に規定する安全地帯又はその他の道路の部分

3　自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気

法第三条第二項の政令で定める病気は、次に掲げるものとすることとした。（第三条関係）

(一)　自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する統合失調症

(二)　意識障害又は運動障害をもたらす発作が再発するおそれがあるてんかん（発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）

(三)　再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。）

(四)　自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する低血糖症

(五)　自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈するそう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）

(六)　重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

4　附則

この政令は、法の施行の日（平成二六年五月二〇日）から施行することとした。

◇**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第一六七号）（農林水産省）

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二五年法律第八一号）の施行期日は、平成二六年五月一日とすることとした。

法　律

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十五号

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

5　この法律において「特定核燃料物質」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

6　この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第七項に規定する原子力施設をいう。

第八条を第九条とする。

第七条中「（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。）」を削り、「又は強取する」を「若しくは強取し、又は原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しくは財産に害を加える」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

第六条　特定核燃料物質を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

附則第三条中「第八条」を「第九条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

2　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第八十二号中「第七条」を「第八条」に改め、「所持等」の下に「、特定核燃料物質の輸出入」を加える。

法務大臣　谷垣　禎一
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三